

千葉県地域防災計画

第5編 大規模火災等編

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害などの大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

第1章 大規模火災対策

県（防災危機管理部、県土整備部、教育庁、警察本部）

第1節 基本方針

本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び災害時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

1 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

県及び市町村は、市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれがある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2 防災空間の整備・拡大

(1) 県及び市町村は、都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定することにより良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

(2) 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

県は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(3) 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良を進めていく。

(4) 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、県の実施する河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

3 市街地の整備

県は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

4 火災に係る立入検査

各市町村消防機関は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

(1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

(2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市町村火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

(3) こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれがある器具の取扱状況が、市町村火災予防条例どおり確保されているかどうか。

(4) 劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。

- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

5 住宅防火対策

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

6 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

各市町村消防機関は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

各市町村消防機関は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、各市町村消防は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記6「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

(2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

8 文化財の防火対策

本県には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到的な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

防火施設の整備にあたっては、重要文化財（建造物）については、「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定）」に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても、本指針を勘案して行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

＜資料編6－1 文化財防災設備設置状況一覧表＞

9 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

市町村は消防職員・団員の確保に努める。

県は市町村の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

(2) 消防施設等の整備充実

県は、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

- (1) 県及び市町村は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 県及び市町村は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- (3) 県における配備基準は別表のとおりとする。

2 情報収集・伝達体制

- (1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (2) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編第3章第1節「災害対策本部活動」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 消防活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- (2) 発災現場の市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。
- (3) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出動を発災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

＜資料編1-17 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱＞

- (4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県消防広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による「千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5 救助・救急計画

- (1) 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 県及び市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 災害時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 市町村は、必要な応じて避難所を開設する。

8 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、地震・津波編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」及び第8節「救援物資供給活動」に定めるところによる。

【別 表】

1 配備基準

		大規模火災
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課
		出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※4 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） その他、必要に応じて部局内等で増強する。
(災害対策本部第1（本部第3配備）)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置
	配備基準	大規模火災により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁企画管理部教育総務課
		出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
※ 配備の特例措置		
1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。		
2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。		
3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。		
4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第2章 林野火災対策

県（防災危機管理部、農林水産部、警察本部）

第1節 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念されるところである。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用する等、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

第2節 予防計画

1 広報宣伝

(1) ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

県及び市町村は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、市町村防災行政無線、市町村広報紙、回覧板、有線放送等を利用し住民の注意を喚起する。

(2) 観光会社、交通機関等による啓発

県は、鉄道・バス会社、旅館等に協力を要請しポスターの掲示などの啓発宣伝を実施する。

(3) 会議等の開催による宣伝

県は、林業関係者等を招集し、火災予防の知識を広めるとともに予防体制の確立を図る。

(4) 学校教育による指導

県及び市町村は、小、中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

(5) 山火事予防運動の実施

県、市町村及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

2 法令による規制

(1) 市町村条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

市町村は、住民に対し、火災警報発令下における市町村条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生の危険の高い市町村においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

市町村は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3 予防施設の設置

(1) すいがら入れの保持

県、市町村及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

(2) 立看板等の設置

県は、ハイカーの集まる山岳地の売店付近、キャンプ場等の人の集まるところに立看板等を設置する。

4 体制の整備

県は、入山者の多い山林を中心に県林業事務所及び外部委託による巡視を実施する。

5 消火施設の設置

(1) 水槽の設置（自然水利の活用）

県は、治山えん堤工事で山脚の崩壊、溪間の安定を図るための、谷止工の活用等により防火用水の確保を図る。

県、市町村及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

(2) 自衛隊の支援

県は、大規模火災に対処するため、自衛隊の支援体制を確立する。

(3) 簡易消火用具の配備

県は、初期消火のため、簡易消火用具を県の管理施設等に配置する。

6 林野等の整備

(1) 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

県及び市町村は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

(3) 防火線

県、市町村及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

7 林野火災特別地域対策事業

(1) 林野火災特別地域の決定

事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等に鑑み、次の要件に該当する区域の関係市町村が県と協議して決定する。

ア 市町村における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の市町村

イ 過去5年間ににおける林野火災による焼損面積が300ha以上の市町村又は過去5年間ににおける林野火災の出火件数20件以上の市町村

ウ 上記以外の市町村で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる市町村

(2) 林野火災特別地域対策事業計画の作成

林野火災特別地域内の関係市町村は、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

2 消防計画の樹立

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

県は、林野の所在する市町村を指導し、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成させ、消防団等にあらかじめ配布しておく。

(2) 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議しておく。

(3) 重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

(4) モデル地区の設置

モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

(5) 消防計画図の作成

市町村で作成されている消防計画のなかにも、林野火災消防計画図を取り入れさせる。

3 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した市町村長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。

(4) 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、被災市町村（または消防本部（局））からの要請に基づき、消防庁に対し消防組織法第44条による広域航空消防応援を要請するなど、他機関の航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

(8) 救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

4 避難計画

市町村及び県警察は人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

5 立入禁止区域の設定等

県警察は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

6 その他

(1) 林地荒廃を防止する治山工事の施行、森林復旧の造林事業の実施

県及び森林所有者は、保安林改良事業等を導入することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに、災害復旧造林を推進する。

(2) 森林保険の加入

保険事務を所掌する団体は、未加入森林分の加入を促進する。

【別 表】

1 配備基準

		林野火災
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課
		出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※4 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） 林業事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。
(災害対策本部第1～本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置
	配備基準	林野火災により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁企画管理部教育総務課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
※ 配備の特例措置 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 ※議会事務局には連絡のみ行う。		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第3章 危険物等災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

第1節 基本方針

本章は、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、第6編第4章「道路事故災害対策」、また、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

3 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

4 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物営業者等の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2節 予防計画

1 危険物

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 県、市町村及び消防機関

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防機関は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての確な教育を行う。

2 高圧ガス

(1) 事業所等

災害時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

- ア 防災組織の確立
防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。
 - イ 通報体制の確立
事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
 - ウ 緊急動員体制の確立
大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。
 - エ 相互応援体制の確立
一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。
 - オ 防災資機材の整備
防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。
更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。
 - カ 保安教育の実施
従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
 - キ 防災訓練の実施
取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。
- (2) 県、消防機関その他関係機関
- ア 防災資機材の整備
(ア) 県及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。
(イ) 県及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。
 - イ 保安教育の実施
県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。
 - ウ 防災訓練の実施
県及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。
- 3 火薬類
- (1) 事業所等
- ア 警戒体制の整備
火薬類関係施設に災害等が発生するおそれがあるときは、警戒体制を確立する。
 - イ 防災体制の整備
災害時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。
(ア) 防災組織の確立
事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。
(イ) 通報体制の確立
事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
(ウ) 緊急動員体制の確立
大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。
(エ) 相互応援体制の確立
一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県及び千葉市並びに関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

4 毒物劇物

(1) 毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 届出が不要な業務上取扱者

上記イからエにより危害防止に努める。

(2) 県（保健所（健康福祉センター））

毒物劇物営業者及び業務上取扱者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

5 危険物等による環境汚染の防止対策

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

2 危険物

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

（ア）責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

（イ）責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 県、市町村その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市町村の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、海上保安庁その他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市町村は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

県警察、海上保安庁は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、県警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3 高圧ガス

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 県、市町村その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 県警察、消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市町村は、必要に応じ避難の指示を行う。

オ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4 火薬類

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 県、市町村その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市町村は、必要に応じ避難の指示を行う。

(ウ) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

5 毒物劇物

(1) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、県保健所(健康福祉センター)、県警察署、又は消防機関へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

(2) 県、市町村その他関係機関

ア 緊急通報

県(保健所(健康福祉センター))、県警察及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

県(保健所(健康福祉センター))、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

県(保健所(健康福祉センター))は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

市町村は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の指示を行う。

【別 表】

1 配備基準

		危険物等災害
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	危険物等事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課
		出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 保健所(健康福祉センター) その他、必要に応じて部局内等で増強する。
(災害対策本部第1(本部第3配備))	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたとき設置
	配備基準	危険物等事故により重大な災害が発生し、本部長(知事)が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁企画管理部教育総務課
		出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
※ 配備の特例措置		
1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。		
2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。		
3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。		
4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第4章 油等海上流出災害対策

県（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部）

第1節 基本方針

本県周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

1 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりとする。

（1）第三管区海上保安本部等

- ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- イ 連絡調整本部の設置
- ウ 各排出油等防除協議会の的確な運営
- エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- オ 人の生命及び身体並びに財産の保護
- カ 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- キ 流出油の応急防除措置の実施
- ク 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- サ 油防除資機材の整備
- シ 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油等の防除措置の指示
- ス 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- セ 治安の維持
- ソ 防災関係機関との協力体制の確立
- タ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

（2）県

- ア 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- イ 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- ウ 関係排出等油防除協議会との連絡調整
- エ 国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整
- オ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整

- カ 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- キ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- ク 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- ケ 油防除資機材の整備
- コ 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- サ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- シ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- ス 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- セ 野生生物及び史跡等の保護・保全
- ソ 漁業者等の復旧支援
- タ 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

（３）市町村

- ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- イ 防災関係機関及び住民への情報提供
- ウ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- エ 漂着油の除去作業等
- オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- カ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- ク 県又は他の市町村等に対する応援要請
- ケ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- コ 油防除資機材の整備
- サ 回収油の一時保管場所等の調査協力
- シ 漁業者等の復旧支援

（４）自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- ア 航空機等による流出油の情報収集
- イ 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- ウ 応援要員及び救援物資等の搬送

（５）漁業協同組合等

- ア 漁業被害の防止対策
- イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

（６）海上災害防止センター

- ア 海上保安庁長官の指示に基づく排出油等防除措置の実施
- イ 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- ウ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- エ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- オ 防災関係者への指導助言の実施

（７）石油連盟

- ア 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
- イ 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

（８）石油コンビナート等特別防災区域内の共同防災組織及び特定事業所等

- ア 特定事業所等に係る被害応急対策
- イ 求めに応じた流出油等の防除作業等への協力（共同防災組織は、特別防災区域内に限る。）
- ウ 特定事業所等に係る被害状況の把握及び情報の提供

3 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。

- （１）海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- （２）油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- （３）防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- （４）流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- （５）被害者の損害等に対する補償

第2節 予防計画

1 航行の安全確保

- (1) 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
- (2) 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

2 広域的な活動体制

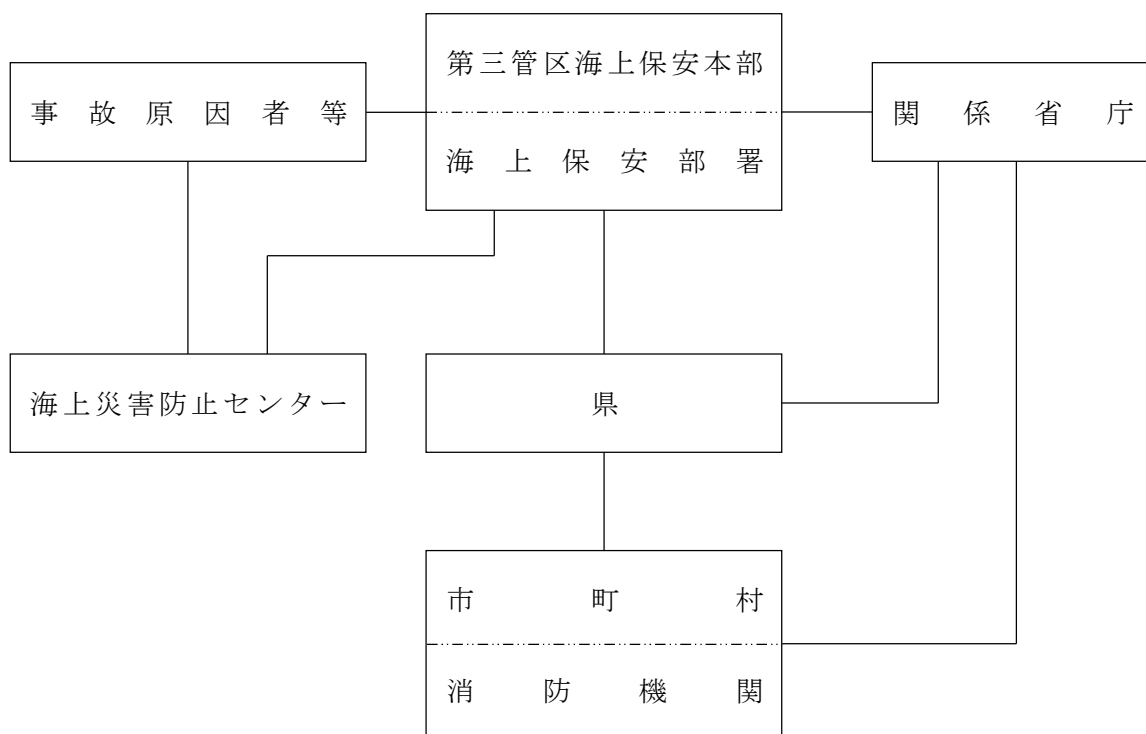
国、県及び市町村等の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

3 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

(1) 情報連絡体制の整備

県、市町村及び第三管区海上保安本部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。



(2) 油防除作業体制の整備

県、市町村等は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

(3) 油防除資機材等の整備

ア 国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努める。

イ 県は、油流出事故発生時に、市町村が行う漂着油防除作業等を支援するため、又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努める。

ウ 市町村は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

エ 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託による排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有する。

4 訓 練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第3節 応急対策計画

1 県の応急活動体制

県における配備基準は別表のとおりとする。

2 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

3 情報連絡活動

(1) 第三管区海上保安本部等の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

(2) 県の活動

ア 第三管区海上保安本部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

イ 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、第三管区海上保安本部等防災機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

(3) 市町村の活動

付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を最寄りの海上保安部署及び県に報告する。

(4) 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

4 流出油等の防除措置

(1) 第三管区海上保安本部等

ア 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続く油の流出防止等油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

イ 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。

特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることがを要請することができる。

また、必要に応じ、各排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、指定海上防災機関に対する指示を行うことができる。

ウ 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施する。

(2) 県

- ア 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。
- イ 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。
- ウ 市町村の行う漂着油の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援する。
- エ 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。
- オ 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。
- カ 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。
＜資料編 1－12 油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定＞
- キ 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。
- ク 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

(3) 市町村

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

(4) 海上災害防止センター

事故原因者等の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を行う。

(5) 事故原因者等

- ア 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展開するなど対策を講じる。
- イ 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。
- ウ 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。
- エ 回収した油の適正な処理を行う。

5 広報広聴活動

防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ及びCATV等報道機関に対し、広報を要請すること。
- (2) 市町村防災行政無線等による広報の実施。
- (3) インターネットの活用。
- (4) 県民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置。

6 環境保全等に関する対策

県及び市町村は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

- (1) 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- (2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- (3) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、地元医師会等関係団体の協力を得て市町村が実施するが、県も必要に応じて協力・実施する。

8 その他

(1) 補償対策

ア タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合には、その経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合にはその経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

(2) 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

【別 表】

1 配備基準

油等海上流出災害		
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	油等海上流出事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 災害即応体制から配備を要する課 管財課 観光政策課 県土整備政策課
		出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※4 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） 水産事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。
備 (災害対策本部第1、本部第3配)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合（災害対策本部第3配備は漂着した場合）で、本部長（知事）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 企業局管理部総務企画課 病院局経営管理課 教育庁企画管理部教育総務課
		出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
※配備の特例措置		
1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。		
2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。		
3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。		
4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。